

# 便利な「コンビニ交付」をご利用ください！

マイナンバーカードを利用し各種証明書を発行できるコンビニ交付サービスを実施しています。  
マイナンバーカードと4桁の暗証番号があれば、休日や夜間などの窓口閉庁時や市外でも半額以下の手数料で、お近くのコンビニでお取りいただけます。

## ●利用できるコンビニ

- ・セブンイレブン ・ローソン
  - ・ファミリーマート ・ミニストップ など
- ※マルチコピー機が設置された店舗に限ります。

## ●利用可能時間

午前6時30分から午後11時  
※年末年始（12月29日～翌年1月3日）およびシステムのメンテナンス日は利用できません。  
サービス休止日は市ホームページ、LINE等でお知らせします。

## ●取得できる証明書・手数料

種類	手数料	備考
住民票の写し（全部・一部）	150円	マイナンバー・住民票コード入りの住民票の写しはお取りいただけません。
印鑑登録証明書	150円	既に印鑑登録をしている方に限ります。
戸籍証明書 ・戸籍謄本（全部事項証明書） ・戸籍抄本（個人事項証明書）	200円	現在戸籍・附票に限ります。（除籍謄本等はお取りいただけません）
戸籍の附票	150円	
税証明書 ・課税証明書 ・所得証明書	150円	最新年度の証明書がお取りいただけます。

※公用で請求する印鑑登録証明書や、年金請求用の戸籍謄本等は窓口で請求すると無料になります。  
マイナンバーカードを使用し取得した場合には手数料をお支払いいただくようになりますのでご注意ください。

※戸籍証明書をお取りになる方へ  
住所が市外の場合、事前に「コンビニ交付利用登録申請」が必要です（住所・本籍がともに市内である場合は不要です）。  
申請してから登録までは3営業日ほど期間を要します。

### 【田村市マイナンバーカード申請・交付状況】

申請件数：29,629件 申請率：86.4%  
交付件数：29,065件 交付率：84.8%  
5月31日時点



詳しい登録方法はこちらをご覧ください▶



## 個人宅訪問でマイナンバーカードの申請をサポート

市ではマイナンバーカードの普及促進を図るため、市役所窓口へのご来庁が難しい方などを対象に職員がご自宅等へ訪問し、申請のお手伝いをするサービスを7月より始めます。

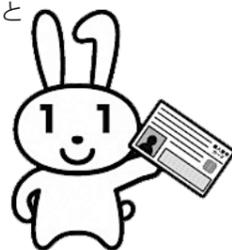
### ●申し込み要件

- ・初めて申請をされる方
- ・市に住居登録がある方
- ・写真撮影の場所（無背景）を提供できること

### ●出張時間

火曜日～金曜日午前10時から午後3時  
※土日・祝日および12月29日～1月3日までを除きます。  
一括申請（企業・団体向け）も引き続き行っています。  
（詳しくは市ホームページをご覧ください、下記連絡先にお問い合わせください。）

問 市民部 市民課 ☎82-1112



## 市民部 市民課 からのお知らせ

☎82-1112

### 国民健康保険に加入している方へ

#### ◆高齢受給者証を送付します

※70歳以上75歳未満の方

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日（水）です。8月1日（木）からの新しい高齢受給者証は、7月下旬に郵送します。

医療機関などで診療を受けるときは、必ず保険証と一緒に高齢受給者証を窓口で提示してください。提示されない場合は、本来の自己負担割合で診療を受けられないことがあります。

#### ◆限度額適用認定証の更新申請

現在お持ちの限度額適用認定証は8月1日（木）から新しくなるため、更新の手続きが必要です。更新を希望する場合は、次のものをお持ちの上、市民課、各行政局、各出張所で申請してください。また、マイナンバーカードを保険証として利用していただくと、限度額適用認定証等の申請は不要です。

##### 【お持ちいただくもの】

- ・保険証
- ・本人確認書類  
（マイナンバーカード・運転免許証など）

#### ◆国民健康保険税の納税通知書を送付します

6年度分の納税通知書と納付書を7月中旬に郵送します。国民健康保険は世帯主が保険税の納税義務者であるため、世帯員が加入していれば世帯主宛てに通知書が届きます。

### 後期高齢者医療に加入している方へ

75歳以上の方、または一定の障がいのある65歳以上の方が対象です。

#### ◆保険証を送付します

現在お使いの保険証（オレンジ色）は、7月31日（水）で有効期限を迎えるため、使用できなくなります。8月1日（木）からの新しい保険証（ピンク色）は7月下旬に郵送します。期限の切れた保険証は、保険証の誤使用や詐欺被害を防ぐため、市民課、各行政局、各出張所窓口へ返却していただくかご自分で破棄してください。

※破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断して確実に破棄してください。

#### ◆限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の更新申請

現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証の有効期限は、7月31日（水）です。引き続き該当する方には、保険証と一緒に郵送します。今回新たに該当する方には勧奨通知を郵送しますので、次のものをお持ちの上、市民課、各行政局、各出張所で申請してください。また、マイナンバーカードを保険証として利用していただくと、限度額適用認定証等の申請は不要です。

##### 【お持ちいただくもの】

- ・保険証
- ・本人確認書類  
（マイナンバーカード・運転免許証など）

### 【共通事項】◆保険税（料）が減免、医療費の窓口負担が免除されている方へ

原発事故に伴う旧避難指示区域等における医療費等減免措置について、5年度から見直しが始まりました。現在対象となっている方（※上位所得層の方を除く）は、本年度から保険税（料）が全額賦課されます。また、医療費の窓口負担は全額免除されます。（7年3月末まで）

8月1日（木）以降も医療費の窓口負担の免除に該当する方には、7月下旬に新しい免除証明書を郵送します。有効期限は7年3月31日（月）までです。

※上位所得層：被保険者全員の前年中の総所得金額が600万円を超える世帯  
問 原発被災地域医療・介護保険料等相談窓口 ☎0120-911-488

広告欄 Advertisement

## 有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課（☎0247-81-2117）へ